

三島市汚水処理広域化・共同化可能性調査業務委託

プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

三島市の公共下水道事業は、三島処理区（単独公共下水道）と西部処理区（狩野川流域関連公共下水道）で構成されている。三島処理区では、末端の三島終末処理場の耐震化や改築の必要性から、事業継続に向けた多額の費用を要する可能性がある。一方で、三島処理区は狩野川流域（西部・東部処理区）と比較的近接した位置関係であることから、将来的には狩野川流域下水道（西部・東部処理区）への編入についての可能性がある。本業務は、三島終末処理場の継続を含めた今後の在り方を検討するとともに、狩野川流域下水道（東部・西部処理区）を活用した、広域化の可能性調査を行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 三島市汚水処理広域化・共同化可能性調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「三島市汚水処理広域化・共同化可能性調査業務委託企画提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成32年1月31日まで
- (4) 提案限度額 9,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 受託者選定の方法

三島市プロポーザル実施要綱（平成29年三島市要綱第35号）に基づく公募型プロポーザル方式による。

4 問い合わせ先

〒411-8666 三島市中央町5-5
三島市都市基盤部下水道課
電話番号 055-983-2661・2664
FAX 055-976-6160
E-mail gesui@city.mishima.shizuoka.jp

5 提案者要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがあった者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立て

- があった者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定がされたものを除く。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 次のアからカに該当しないこと。
- ア 役員等（受託者が個人である場合にあつて当該個人をいい、受託者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下アにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この号に同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団員の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託等の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約をしたと認められるとき。
- (4) 本業務と同種の業務又は、類似業務の実績があること。
- 同種業務とは、国又は地方公共団体等が発注した施設や処理区の統合などの汚水処理の広域化・共同化計画をいい、現在受注している業務も含む。
- 類似業務とは、平成21年度以降の実績で、国又は地方公共団体等が発注した都道府県構想又は汚水処理施設整備構想等の持続的な下水道事業を構築する計画をいう。
- ただし、農業集落排水施設やコミュニティープラントを公共下水道へ接続する統合は、同種および類似業務の対象外とする。
- (5) 本店・支店又は営業所が静岡県内にあり、三島市内における建設関連業務委託競争入札参加資格において土木関係建設コンサルタント「下水道」に登録されている者であること。
- (6) 平成31年4月1日において、直接的かつ恒常的な雇用関係のある次の技術者の配置が可能であること。管理技術者は担当技術者と兼ねることはできるが、この場合、評価時

においては、管理技術者としての評価を行い、担当技術者としての評価はしないものとする。

ア 管理技術者（業務の管理及び統括等を行う者）

技術士上下水道部門（下水道）又は技術士総合技術監理部門（下水道）の資格を有する者であること。

イ 担当技術者（管理技術者のもとで業務を担当する者）

技術士上下水道部門（下水道）、技術士総合技術監理部門（下水道）又はRCCM（下水道）の資格を有する者若しくは下水道事業に係る業務に関し10年以上の実務経験を有する者であること。

ウ 照査技術者（成果物の内容について技術上の照査を行う者（管理技術者との兼務及び担当技術者との兼務は不可）

技術士上下水道部門（下水道）又は技術士総合技術監理部門（下水道）の資格を有する者であること。

(7) 租税を滞納していない者であること。

(8) 本業務を一括再委託しないこと。

6 実施要領等の配布

(1) 配布期間：平成31年4月15日（月）～平成31年5月16日（木）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

(2) 配布場所

ア 三島市下水道課

イ 三島市ホームページ（ダウンロード可能）

7 質問・回答

(1) 質問期間：実施要領等配布日～平成31年4月25日（木）午後5時必着

(2) 質問方法

質問書（様式第8号）を活用し、三島市下水道課宛に電子メール又はFAXにより提出すること。

※電話による質問は受け付けない。

(3) 回答：質問を受け付けた日の2日後を目安に随時回答する。

(4) 回答方法：質問への回答は、三島市ホームページに公開する。

※質問した業者に対して個別には回答しない。

8 応募書類

(1) 提出書類

ア 提案意向申出書（別紙（様式第1号）のとおり）

実施要領5-(4)・(5)・(6)の確認に必要な実績を証明する書類を添付する。

提出された提案意向申出書により提案者の要件について確認し、提案者要件確認結果通知書(様式第2号)により結果を通知する。

イ プロポーザル提案書(様式第5号及び添付書類)

プロポーザル提案書は、正・副を作成し提出すること。

正：社名及び押印あり

副：社名及び押印なし(書類審査用に使用する。)記載する本文中には、提案者が特定又は推測できるような記載やロゴマーク等の使用は避けること。

(2) 書類の提出期限、提出場所、提出方法及び提出部数

ア 提案意向申出書

(ア) 提出期限：平成31年5月16日(木)(必着)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(イ) 提出場所：三島市下水道課

(ウ) 提出方法：持参(平日の午前8時30分～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

(エ) 提出部数：1部

イ プロポーザル提案書

(ア) 提出期限：平成31年5月23日(木)(必着)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(イ) 提出場所：三島市下水道課

(ウ) 提出方法：持参(平日の午前8時30分～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

(エ) 提出部数：正：1部

副：5部

副において、提案者が特定できる記述がある場合は、再提出を求める。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、三島市情報公開条例(平成9年三島市条例第19号)に基づき取り扱うこととする。

イ 選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

オ 提出書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 評価方法等

(1) 評価基準

プロポーザル提案書についての書類選考とプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別表の「評価基準」に基づいて「三島市汚水処理広域化・共同化可能性調査委託業務プロポーザル方式契約候補者選定委員会」が評価する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プロポーザル提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、ヒアリング出席者は管理技術者とするが、補助として担当技術者1名の出席を認めるものとする。

開催日は平成31年6月3日（月）を予定している。また、時間、場所及びプレゼンテーションの方法については、別途通知する。

(3) 評価方法

プロポーザル提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて評価基準に基づいて評価する。

(4) 契約候補者の選定方法

ア プロポーザル提案書の提出ができなくなる場合を除いた者のうち、評定点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

評定点とは、評価者合計点／評価者数とする。（190点満点）

イ 評定点の合計が最も高い者が、2者以上の場合は、その中で見積額の最も低い者を候補者として選定する。また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、三島市下水道課立会いのもと、利害関係のない市職員のくじ引きにより候補者を選定する。

ウ ア、イに関わらず、評定点の合計が満点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、プロポーザル提案書の提出をすることができないものとする。既にプロポーザル提案書の提出をしているときは、これを提出していないものとみなす。

ア 提案者要件を欠くに至ったと市長が認めるとき

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 価格提案書（見積書）の金額が2（4）の提案限度額を超えるとき

エ その他評価に影響を与える不正又は不誠実な行為があったと市長が認めるとき

10 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を結果通知書（様式第6号）により通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において三島市ホームページにお

いて公表するとともに、三島市下水道課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 随意契約の名称及び内容
- (2) 契約候補者の名称及び選定理由
- (3) 評価の結果（第1順位候補者の名称及び評定点）
- (4) 第1候補者が辞退した場合は、第2順位候補者の名称及び評定点を公表する。

11 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と三島市との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、この場合、第2順位者を契約候補者と(1)の協議を行うものとする。

12 その他

- (1) 提案意向申出書の提出後に辞退する場合は、辞退届を三島市下水道課宛に提出すること。
- (2) プロポーザル提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 提案意向申出書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 提案意向申出書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨、日時及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提案者自ら提案内容を公表又は宣伝しないこと。